

# 外貨定期預金規定

## 1. (外貨定期預金の支払時期)

この預金は、証書表面に元利金自動継続と記載されていない場合は、証書表面記載の満期日以後に、利息とともに支払います。

## 2.(元利金自動継続扱い)

(1)この預金は、証書表面に元利金自動継続と記載されている場合は、満期日に前回と同一通貨および同一期間の預金へ自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。また、満期日が当金庫休業日にあたる場合には、満期日を翌営業日とします。ただし、翌営業日が次月となる場合には、前営業日とします。

(2)自動継続扱分の満期日における税引後利息の金額を元金に加算し継続後の新元金とし、継続後の明細は、別途お渡します。

(3)自動継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったとき、この預金は満期日以後に支払います。

## 3. (利息)

(1)この預金の利息は、証書表面記載の期間、利率および当金庫所定の付利単位によって計算します。また、自動継続後の預金利息は継続の都度、継続時の当金庫所定の利率により継続後の預入期間および当金庫所定の手続きに従い計算します。自動継続を行わない預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

## 4.(相場)

(1)この預金の払戻しに際し、証書表面記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の為替相場により換算します。

(2)証書表面記載の幣種により支払う場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

## 5.(外国通貨現金による払戻し)

(1)この預金の外国通貨現金による払戻しは、当金庫所定の手数料をいただきます。

(2)この預金の外国通貨現金による払戻し請求があった場合でも、当金庫の都合により、当金庫所定の為替相場により換算した当該外国通貨現金相当の本邦通貨により支払うことがあります。

## 6.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第7条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の契約をお断りするものとします。

## 7.(預金の払戻し等)

(1)この預金を解約または書替継続する時、および第7条第2項の規定により解約する時は、証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。

(2)次の から の一つでも該当し、この定期預金を継続することが不適切である場合には、当金庫は、定期預金契約者に通知することによりこの定期預金を解約することができるものとします。

定期預金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

定期預金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A.暴力団

B.暴力団員

C.暴力団準構成員

D.暴力団関係企業

E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F.その他本号 A. から E. に準ずる者

この預金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E.その他本号 A.から D.に準ずる行為

(3)前項によりこの定期預金が解約され残高がある場合、証書の受取欄に届出の印章(または署名)により、記名押印(または署名)して、この証書とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 8.(届出事項の変更、証書の再発行等)

(1)証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3)証書を再発行(汚損等による再発行を含む。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 9.(印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもつて照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 10.(成年後見人等の届出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11.(譲渡、質入れ等の禁止)

(1)この預金取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることは出来ません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入を承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 12.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、満期日が未到来であっても当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも相殺することができます。

(2)前項により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書と届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して提出してください。ただし、この預金で担保されている債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺するものとします。

前項の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺をする場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 13.(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 14.(適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

## 兵庫信用金庫